

平成 30 年 2 月 28 日
東京税関業務部

関係各位

バターミルクに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの関税暫定措置法別表第 1 の 6 の 8 の項に定める物品（バターミルク）の輸入数量が、同法第 7 条の 3 第 1 項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりましたのでお知らせいたします。

発動後に NACCS で申告する場合の品目コードについては、NACCS 掲示板で確認してください。

なお、関税暫定措置法第 7 条の 3 第 2 項第 6 号の規定（発動日前に本邦に向けて送り出された物品）を適用して申告する場合は、マニュアル申告となりますのでご注意ください。

【発動内容】

関税暫定措置法別表第 1 の 6 の 8 の項（バターミルク）

（関税割当を受けて輸入するもの及び独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第 13 条第 1 項に規定する数量の範囲内で輸入するもの並びに同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するものを除く。）

| 品目 | | 発動前 | 発動後 |
|---|--------------------------|------------------|------------------|
| 0403.90 の 1 (1) 脂肪分が全重量の 1.5%以下のもの | バターミルクパウダー その他の固形状の物品 | 29.8%+92 円/kg | 39.7%+224 円/kg |
| | その他のもの | 29.8%+396 円/kg | 39.7%+528 円/kg |
| 0403.90 の 1 (2) 脂肪分が全重量の 1.5%を超え 26% 以下のもの | バターミルクパウダー その他の固形状の物品 | 29.8%+123 円/kg | 39.7%+317 円/kg |
| | その他のもの | 29.8%+582 円/kg | 39.7%+776 円/kg |
| 0403.90 の 1 (3) 脂肪分が全重量の 26%を超えるもの | バターミルクパウダー その他の固形状の物品 | 29.8%+189 円/kg | 39.7%+530 円/kg |
| | その他のもの | 29.8%+1,023 円/kg | 39.7%+1,364 円/kg |

問合せ先
東京税関業務部通関総括第 1 部門
電話：03-3599-6337